

垂 水 市

避難行動要支援者避難支援等プラン



令和5年10月2日

垂 水 市

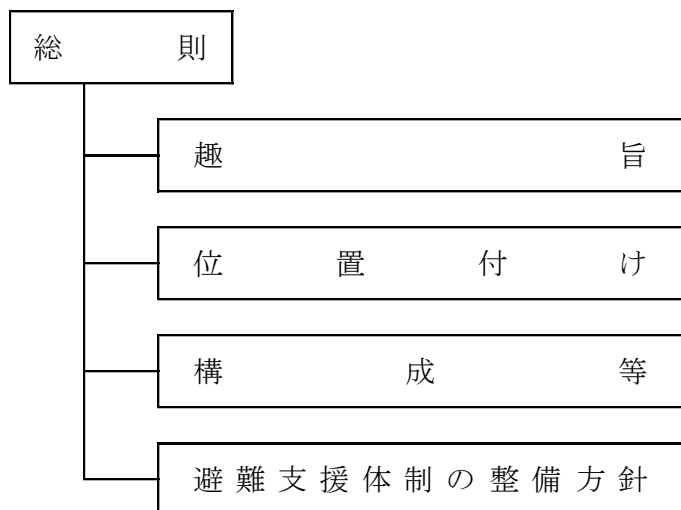
目 次

第1章	総則	4
第1	趣旨	4
第2	位置付け	4
第3	構成等	4
第4	避難支援体制の整備方針	5
第2章	関係機関等の役割	6
第1	市の役割	6
第2	民生委員の役割	6
第3	地域支援機関の役割	7
第4	専門支援機関の役割	7
第3章	避難行動要支援者名簿等の作成・活用等	8
第1	要配慮者の台帳作成	8
第2	避難行動要支援者名簿の作成	9
第3	避難行動要支援者名簿の使用	11
第4	避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供	11
第5	災害時における名簿の活用	11
第4章	個別支援計画の作成	13
第1	個別支援計画の目的	13
第2	個別支援計画作成の基本方針	13
第3	個別支援計画の適正管理	14
第4	避難支援者の確保等	14
第5章	避難指示等の発表・伝達体制の整備	15
第1	高齢者等避難	15
第2	避難指示等の具体的な判断基準の作成	15
第3	情報伝達体制の整備	15
第4	多様な情報伝達手段の確保	15

第6章	避難行動支援に係る共助力の向上	16
第1	要配慮者の避難体制等整備	16
第2	避難に必要な資機材の整備	16
第3	要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施…	16
第7章	指定避難所等における支援体制の整備	17
第1	指定緊急避難場所や指定避難所の開設	17
第2	避難施設や必要物資等の整備	17
第3	二次避難所（福祉避難所）の指定	17
第4	広域支援体制の確立	18
第8章	地域防災計画と本プランの整理	18
第1	垂水市地域防災計画において定める事項	18
第2	垂水市避難行動要支援者避難支援等プランにおいて定める事項…	18
第9章	その他	19
第1	施行期日	19
第2	垂水市災害時要援護者避難支援プランの廃止	19

垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン

第1章 総則



第1 趣旨

垂水市避難行動要支援者避難支援等プラン（以下「プラン」という。）は、垂水市地域防災計画の下位の計画として、本市における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等の体制の確立に必要な事項を定めるものとする。

第2 位置付け

このプランは、垂水市地域防災計画における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等に関し必要な事項を具体化したものである。

第3 構成等

1 プランの構成

プランは、避難支援に関する「全体的な考え方」や避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画」の作成、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成等に関する考え方を示すこととし、第1章の「総則」から第9章の「その他」まで全9章で構成する。

2 定義

プランにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

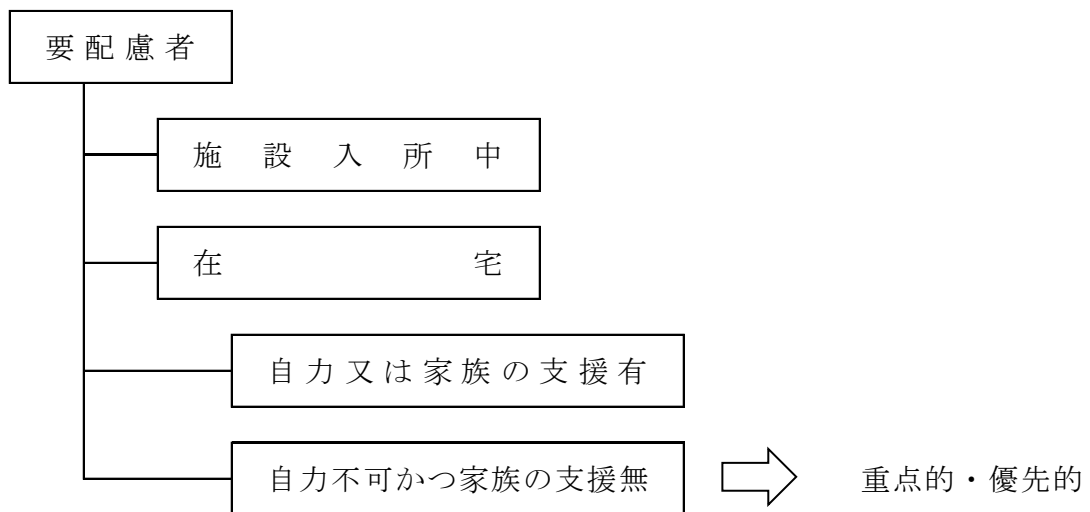
- (1) 要配慮者災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。

- (2) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援をいう。
- (3) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。
- (4) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。

第4 避難支援体制の整備方針

1 対象者

避難支援体制の整備は、高齢者など要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の避難行動要支援者について、重点的・優先的に進める。



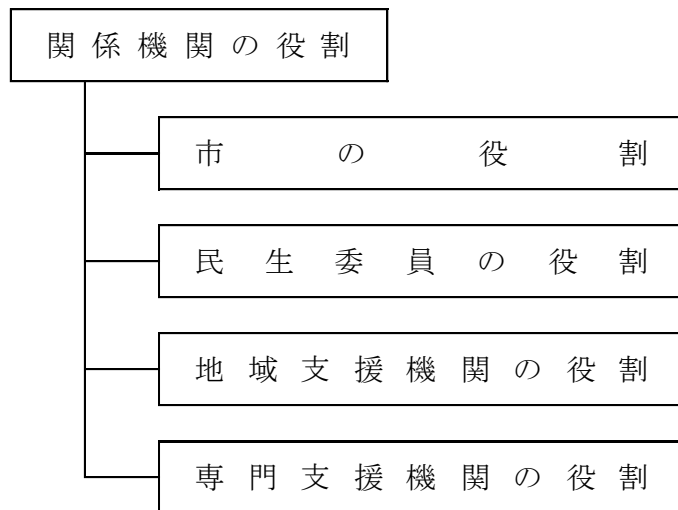
2 対象地域

要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について重点的・優先的に進める。

3 対象災害

要配慮者の避難支援体制の整備は、風水害等本市において想定される災害時における避難支援対策を想定して進める。

第2章 関係機関等の役割



第1 市の役割

- 1 要配慮者の把握
- 2 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 3 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供(情報提供の同意を得た者)
- 4 個別支援計画の作成、保管、避難支援等関係者への提供
- 5 情報伝達体制の整備
- 6 高齢者等避難の発表、伝達
- 7 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援(避難支援等関係者への名簿の提供等)
- 8 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認
- 9 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定、運営
- 10 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材整備の支援
- 11 要配慮者や避難支援等関係者の研修、要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

第2 民生委員の役割

民生委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。

- 1 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力
- 2 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 3 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ

4 個別支援計画の修正内容の市への提供

第3 自主防災組織・振興会等、地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、以下の役割を果たすよう努める。

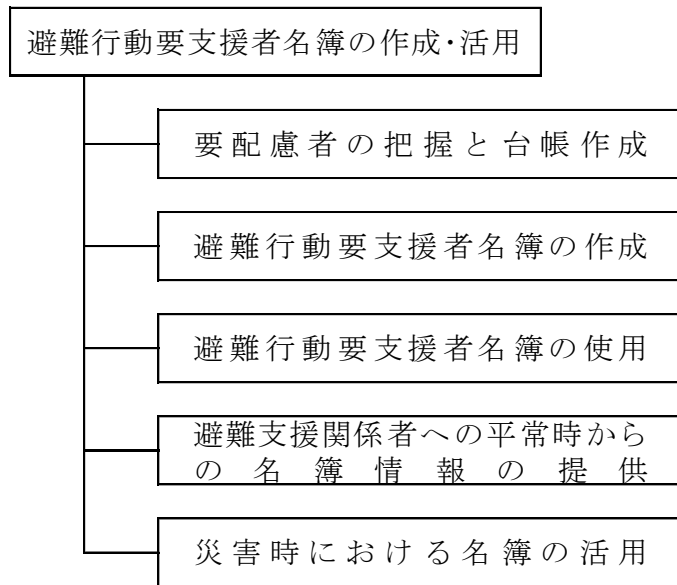
- 1 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- 2 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 3 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 4 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 5 要配慮者への避難準備情報等の伝達
- 6 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

第4 社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を担う。

- 1 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- 2 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- 3 個別支援計画の修正内容の市への提供
- 4 避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力
- 5 要配慮者の収容への協力

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等



第1 要配慮者の台帳作成

市は、要配慮者を把握し、要配慮者台帳に記載する。

1 要配慮者の範囲

- (1) 独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (4) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1、A2の判定を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- (6) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (7) 前各号に準じる状態にある者

2 収集する内容

台帳には、以下の情報を収集して記載する。

- (1) 氏 名
- (2) 年齢（生年月日）
- (3) 要配慮者の区分（本章第1の1に示す区分）
- (4) 住 所

3 台帳の使用

台帳は、市が以下の目的に使用する。

- (1) 在宅の要配慮者の全体把握
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 災害時の避難支援及び安否情報の確認

4 情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係各課で保有している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別、障害種別及び支援区分別に把握するものとする。

(1) 市内部での情報の集約

要配慮者の把握のため、市の関係各課において把握している情報を集約するよう努める。

- ① 住民基本台帳・身体障害者手帳交付台帳
- ② 療育手帳交付台帳
- ③ 要介護・要支援認定台帳
- ④ 自立支援医療費の申請受理簿
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定簿等

(2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して情報提供を求めるものとする。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けて

いる者

- (2) 身体障害者福祉法第 15 条第 5 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する障害を有する者。ただし、心臓又はじん臓機能障害のみをもって該当する者は除く。
- (3) 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者であつて、「療育手帳制度の実施について」に規定する程度区分のうち A1、A2 の判定を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- (5) 本市の障害福祉サービスを受けている難病患者等
- (6) 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めたもの

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 性 別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 所属する振興会
- (8) 避難所（避難先）
- (9) 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報提供の可否
- (10) 個別支援計画の有無
- (11) 危険種別（危険地域の種別を記載）
- (12) 前各号に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等により市の機能が著しく低下する可能性を考慮し、名簿データのバックアップに留意する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

4 名簿情報の適正管理

避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、市においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

なお、法第 49 条の 13 の規定により、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援等関係者へ、その旨、十分説明する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときや転居や入院により名簿から削除されたとき等は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

第 3 避難行動要支援者名簿の使用

名簿は、市が以下の目的に使用する。

1 避難行動要支援者の把握

2 次に掲げる事項に活用するための避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）

(1) いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施

(2) 防災訓練や関係者への研修等

3 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

第 4 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため、市は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わるものに提供する。

第 5 災害時における名簿の活用

1 避難のための情報伝達

避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、高齢者等避難及び避難指示が発令された場合は、避難支援等関係者

が避難行動要支援者名簿を活用して、着実かつ早めの情報伝達に配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別支援計画に基づいて避難支援を行う。

また、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者名簿を整備し、平時から避難支援に係る研修等を行ったり、災害時の安否確認や情報の伝達に活用したりするなど、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

3 避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先

災害時又は災害が発生するおそれがある場合において、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など他地域から避難支援等の支援が受けられるときは、それらの者にも名簿情報を提供するものとする。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施等

(1) 安否確認の実施

避難場所等において安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用する。また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

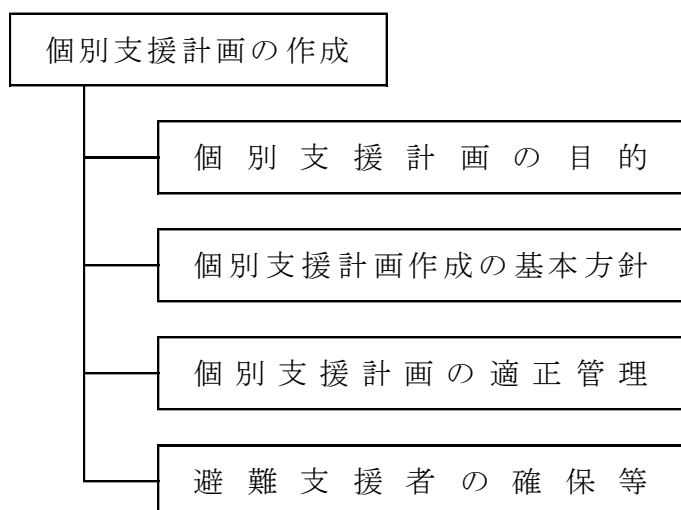
(2) 避難場所以降の避難行動要支援者の引継

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に円滑に引き継がれるよう、その方法についてあらかじめ地域防災計画や全体計画に規定する。

また、運送事業者と協定を結ぶなど、避難行動要支援者を避難場所から避難所へ速やかに運送できる体制を整備する。

第4章 個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難支援に関する個別支援計画を作成するよう努めるものとする。



第1 個別支援計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成するよう努めるものとする。

第2 個別支援計画作成の基本方針

1 個別支援計画作成の対象者

個別支援計画は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、作成する。

2 個別支援計画の作成主体

市は、避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら又は民生委員、地域支援機関若しくは、専門支援機関に協力を依頼して個別支援計画を作成するものとする。

3 個別支援計画の内容

個別支援計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとする。具体的には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。

- (1) 避難支援者
- (2) 予定避難場所
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達での留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等
- (6) 避難誘導時の留意事項
- (7) 避難先での留意事項
- (8) 避難経路
- (9) 本人が不在で連絡が取れない時の対応等

第3 個別支援計画の適正管理

1 保管

個別支援計画の原本は、市の防災担当主管課が保管し、副本は避難行動要支援者のほか、個別支援計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管するものとする。

2 使用

個別支援計画を保管する関係機関及び避難支援者は、避難支援に関する目的以外に個別登録台帳及び個別支援計画を使用してはならない。

第4 避難支援者の確保等

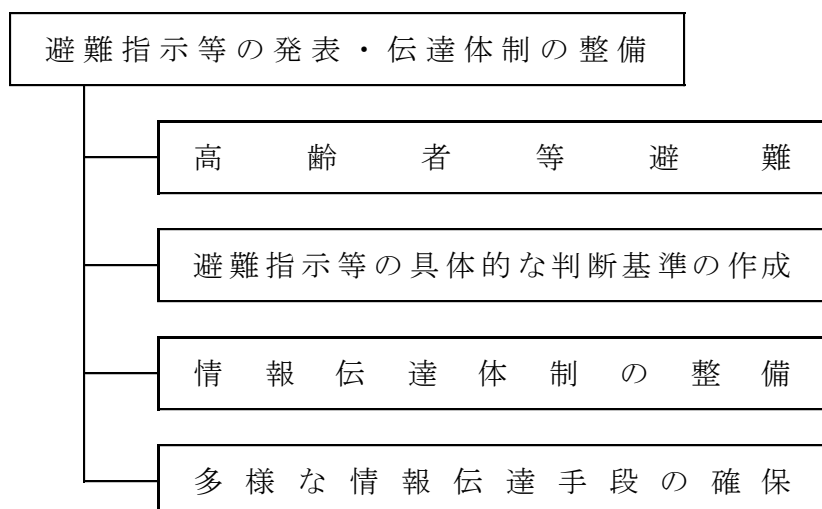
1 避難支援者の確保

避難行動要支援者それぞれに避難支援者が確保されるよう、市は、地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。

2 避難行動要支援者及び避難支援者による個別支援計画の確認

作成された個別支援計画については、避難行動要支援者及び避難支援者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

第5章 避難準備情報等の発表・伝達体制の整備



第1 高齢者等避難

市は、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者が立退き避難を開始するための情報として、高齢者等避難を発表する。

第2 避難指示等の具体的な判断基準の作成

市は、避難指示等の具体的な判断基準を作成する。

【地域防災計画第2編第2章第13節5 避難指示等の発令（避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動整理票）を参照】

第3 情報伝達体制の整備

1 地域における情報伝達体制

市は、発表された避難指示等が要配慮者や避難支援者を含めた対象地域の住民全員に確実に届くよう防災行政無線、広報車等を活用して防災情報を提供する。

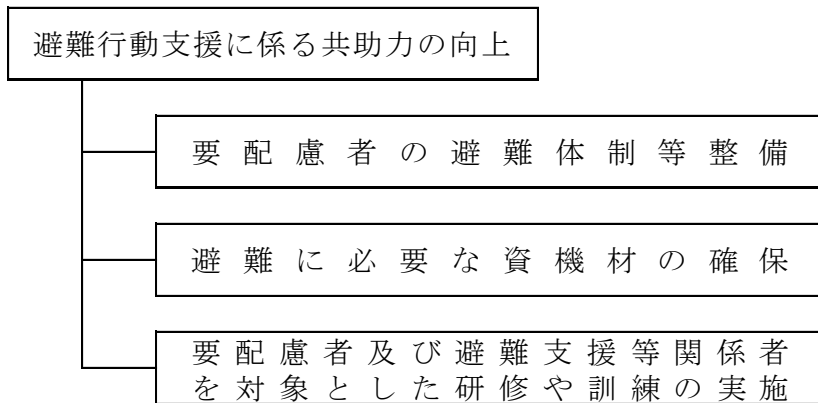
第4 多様な情報伝達手段の確保

避難指示等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (1) 放送事業者への情報提供等
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 緊急通報システムの活用
- (4) ファクシミリ、電子メール等の活用

- (5) 消防車両による広報
- (6) コミュニティFMへの情報提供
- (7) 携帯端末等による緊急速報メール等

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上



第1 要配慮者の避難体制等整備

1 地域における避難体制整備

自主防災組織、町内会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

2 専門支援機関の避難支援体制整備

専門支援機関においては、市等から提供される防災情報に基づき、事前に、避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発表の際、避難行動要支援機関の迅速・確実な避難支援を行う。

第2 避難に必要な資機材の確保

1 地域における資機材の整備

自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

2 市の支援

市は、地域における防災資機材の整備を支援する。

第3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

1 研修等

(1) 要配慮者への研修等

市は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、啓発等を

行う。

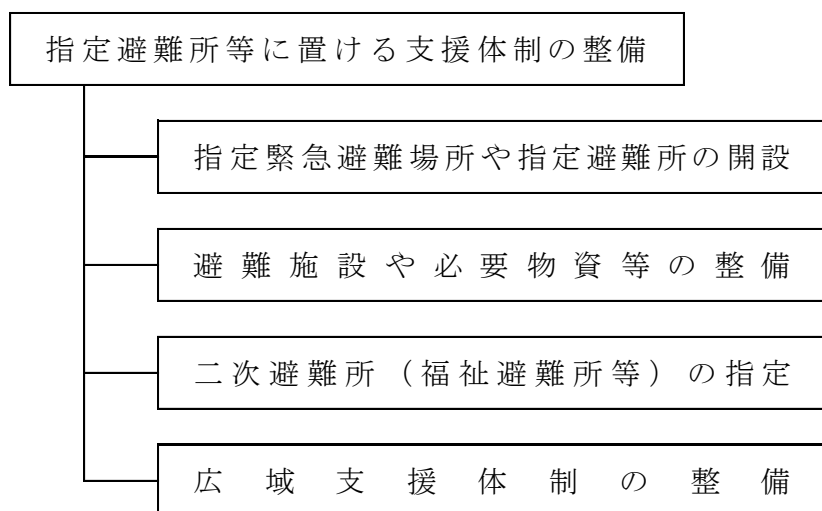
(2) 避難支援等関係者への研修等

市は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成するための研修等を実施する。

2 訓練

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

第7章 指定避難所等における支援体制の整備



第1 指定緊急避難場所や指定避難所の開設

市は、防災情報に基づいて早期に指定緊急避難場所や指定避難所の開設を行う。開設にあたっては、垂水市地域防災計画に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

第2 避難施設や必要物資等の整備

市は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における食料、日用品、資機材等の備蓄を推進する。

第3 二次避難所（福祉避難所等）の指定

市は、要配慮者に対して医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。

第4 広域支援体制の確立

市は、避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。

第8章 地域防災計画と本プランの整理

市は、避難行動要支援者名簿の作成に資するよう、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理する。

名簿作成についての重要事項は地域防災計画に定め、細目的な部分は、従来のプランを地域防災計画の下位計画と位置づけ、同プランの中で定めるものとする。

第1 垂水市地域防災計画において定める事項

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置
- 6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保

第2 垂水市避難行動要支援者避難支援等プランにおいて定める事項

- 1 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 2 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- 3 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- 4 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- 5 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- 6 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結・避難行動要支援者の避難場所
- 7 避難場所までの避難路の整備
- 8 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

9 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

第9章 その他

第1 施行期日

プランは、平成27年10月29日から施行する。

第2 垂水市災害時要援護者「避難支援」プランの廃止

垂水市災害時要援護者「避難支援」プラン（平成18年9月制定）は廃止する。